

大竹市告示第27号

大竹市ブロック塀等除却補助事業実施要綱を次のように定める。

令和2年3月24日

大竹市長 入山 欣郎

大竹市ブロック塀等除却補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊を防ぎ、及び安全な避難経路を確保するため、予算の範囲内において、道路等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助することについて、大竹市補助金等交付規則(昭和48年大竹市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造(れんが、石等)の塀その他これらに類する塀をいう。
- (2) 道路等 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成8年広島県策定)により設定される緊急輸送道路及び市内の小中学校の通学路をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等に面するもの
- (2) 道路面からの高さが1メートル以上のもの
- (3) 別表に定める基準を満たしていない項目が一つ以上あるもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人で市内に補助対象ブロック塀等を所有又は管理している者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 以前に同一の事業による補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、道路等に面する補助対象ブロック塀等を除却する工事(以下「補助対象工事」という。)とする。

2 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（以下「補助対象費用」という。）に3分の2を乗じた額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ大竹市ブロック塀等除却補助事業事前協議依頼書（別記様式第1号）を市長に提出し、事前に協議を行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 前条に規定する事前協議を行った補助申請者は、補助対象工事に着手する（補助対象工事に係る契約を締結することを含む。）前に、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金交付申請書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）大竹市ブロック塀等除却補助事業補助対象チェックシート（別記様式第3号）

（2）補助対象ブロック塀等が存する土地又は当該土地を敷地とする建物に係る登記事項証明書（申請の日から3月以内に交付されたものに限る。）又は補助対象ブロック塀等の所有者が確認できる書類

（3）補助対象ブロック塀等の管理者が申請する場合にあっては、補助対象ブロック塀等の所有者の承諾書（別記様式第4号）

（4）区分所有されている補助対象ブロック塀等にあっては、当該補助対象ブロック塀等の管理を行う団体の総会の決議書等又は共同所有されている補助対象ブロック塀等にあっては、共有者全員の同意書

（5）付近の見取図

（6）配置図（敷地及び道路に面している補助対象ブロック塀等の位置関係を示すもの）

（7）補助対象ブロック塀等の高さ、厚さ、長さ等を示す図面

（8）補助対象ブロック塀等の現況写真

（9）補助対象費用に係る見積書の写し

（10）補助申請者が申請手続等を委任する場合にあっては、委任状（別記様式第5号）

（11）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第6号）により、補助申請

者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うに当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助対象工事の着手）

第9条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定がされた日以後に、当該補助対象工事に着手しなければならない。

（交付決定の変更等）

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後、第7条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ大竹市ブロック塀等除却補助事業変更承認申請書（別記様式第7号）に、変更の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象費用に変更を生じない軽微な変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、大竹市ブロック塀等除却補助事業変更承認・不承認通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更の承認をする場合においては、第8条第3項の規定を準用する。

4 補助事業者が交付決定の通知を受けた後、補助対象工事を取り止めようとするときは、大竹市ブロック塀等除却補助事業取止届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の3月第3金曜日のいずれか早い日までに、大竹市ブロック塀等除却補助事業完了実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象工事に係る契約書の写し

（2） 補助対象費用に係る請求書又は領収書の写し

（3） 補助対象工事の作業中及び作業後の写真

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付の決定に付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出するものとする。

(調査及び報告)

第14条 市長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象工事の施工状況その他補助金に関する事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付決定を変更することができる。

- (1) 第10条第4項の届出書を提出したとき。
- (2) この要綱の規定、交付決定の内容若しくは第8条第3項の規定により付した条件（第10条第3項の規定により準用する場合を含む。）又は法令等に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 正当な理由がないのに第14条に規定する報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付決定を変更したときは、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、既に補助金を交付しているときは、大竹市ブロック塀等除却補助事業補助金返還命令書（別記様式第14号）により、

補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 前項の規定による補助金の返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内にその一部又は全部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準	
	補強コンクリートブロック造の 塀	組積造の塀
塀の高さ	2. 2メートル以下	1. 2メートル以下
塀の厚さ	塀の高さが2.0メートル以下の場合 10センチメートル以上	塀の高さの10分の1以上
	塀の高さが2.0メートルを超える場合 15センチメートル以上	
控え壁	3.4メートル以下ごとに控え壁 (塀の高さの5分の1以上突出したもの)がある。	4.0メートル以下ごとに控え壁 (塀の厚さの1.5倍以上突出したもの)がある(塀の厚さが塀の高さの10分の1.5以上であるものを含む。)
基礎	基礎がある。	
傾き, ひび割れ	傾き, 著しいひび割れや損傷等がない。	
ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	